

平成26年6月26日

各位

一般社団法人フォレストック協会

理事長 石黒 路明

「住田町の森林」のフォレストック認定森林の一部売却について

当協会では、平成26年6月20日に開催されました理事会におきまして、フォレストック認定森林である「住田町の森林」における認定森林の一部売却についての対応を審議し以下の措置を決定いたしましたのでお知らせいたします。

平成26年5月29日付にて、住田町より、フォレストック認定対象森林の一部売却及び同認定対象からの除外に関する経緯及び報告書面の提出を受け、同書面記載内容の確認及び住田町との協議の結果、今般の認定対象森林の民間企業への一部売却は、東北復興支援に欠かせない資材調達のための売却であり、規定集に定める「認定取得者の責めに帰することができない事由による所有権の移転である」と判断し、以下の措置を決定いたしました。

記

1. 住田町の森林において、今般の認定対象森林の一部売却された森林を認定対象森林から除外する
2. 同認定森林において可及的速やかに臨時モニタリングを行い、認定対象森林面積の変更ともなう変更点等を調査し、売却対象森林除外後の対象森林におけるCO2吸収量クレジット数量（認定3年度目の算定数量）を算出し、登録簿等における修正変更を行う
3. 同認定森林において既に算定されている認定3年度分のCO2吸収量クレジットに関しては、即日、譲渡販売等の一時停止措置とするが、同初年度分、2年度分の確定されているCO2吸収量クレジットに関しては適用しない。

なお、住田町の森林における、同認定3年目分のCO2吸収量クレジットについては、現時点において譲渡販売されておきませんので、同認定対象森林のCO2吸収量クレジットをご購入いただいております企業様等におかれましては、本件による影響はありません。

以上